

令和5年4月28日 14時00分

近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

①中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社

期間: 令和5年4月28日から令和5年6月27日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

②関西電力株式会社

期間: 令和5年4月28日から令和5年5月27日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

公正取引委員会が令和5年3月30日に中部電力株式会社外 3 者に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事 請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 宅和 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和5年4月28日  
近畿地方整備局

## 中部電力株式会社に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力株式会社(以下「中部電力」という)に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。

### 2. 指名停止措置理由

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力株式会社(以下「中部電力」という)に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：中部電力株式会社  
愛知県名古屋市東区東新町1  
代表取締役 林 欣吾

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年4月28日から令和5年6月27日まで(2ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

令和5年4月28日  
近畿地方整備局

## 中部電力ミライズ株式会社に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力ミライズ株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。

### 2. 指名停止措置理由

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中部電力ミライズ株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：中部電力ミライズ株式会社  
愛知県名古屋市東区東新町1  
代表取締役 大谷 真哉

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年4月28日から令和5年6月27日まで(2ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

令和5年4月28日  
近畿地方整備局

## 中国電力株式会社に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中国電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。

### 2. 指名停止措置理由

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、中国電力株式会社に独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：中国電力株式会社

広島県広島市中区小町4-33

代表取締役 瀧本 夏彦

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年4月28日から令和5年6月27日まで(2ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

令和5年4月28日  
近畿地方整備局

## 関西電力株式会社に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、関西電力株式会社独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定した。

### 2. 指名停止措置理由

公正取引委員会が、令和5年3月30日(木)に、関西電力株式会社独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったと認定したことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：関西電力株式会社

大阪府大阪市北区中之島3-6-16

代表執行役 森 望

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年4月28日から令和5年5月27日まで(1ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)